

## 「第三者の行為による傷病届」に係る必要書類等について

### 1. 提出書類

**(過失割合に関係なく国保被保険者証を使用した方が被害者となります)**

- (1) 第三者行為による傷病届
- (2) 事故発生状況報告書
- (3) 同意書
- (4) 人身事故証明書入手不能理由書

※ (4) 人身事故証明書入手不能理由書は以下の①～③のいずれかに該当する場合に提出してください。

- ①交通事故証明書が発行されない場合
- ②交通事故証明書にお名前がない場合
- ③「人身事故」扱いの交通事故証明書が入手できない場合

### 2. 添付書類

- (1) 交通事故証明書

※ 交通事故等の医療費は、本来、相手方が負担することになります。

しかし、保険証を使用し治療を受けることで、国民健康保険にて医療費を一時的に立替え払いしていることになります。

この書類は、今後、相手方に国民健康保険で立て替えた医療費を請求するために必要な書類となりますので、事故日から2か月以内に提出して下さい。

また、被害者と加害者で示談が成立してしまうと医療費を加害者に請求できない場合がありますので、示談をする前に必ず相談してください。

問い合わせ先

旭市役所保険年金課

国民健康保険班

TEL : 0 4 7 9 - 6 2 - 5 3 3 1